

第1 改正の概要

1 土壌汚染対策法関係法令及び環境確保条例関係規定の改正

- 環境省は、クロロエチレン（別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）を土壌汚染対策法の規制対象物質（特定有害物質）に追加し、汚染状態に関する基準である土壌溶出量基準（0.002mg/L）等を設定した。
- このため、法令の施行期日（平成29年4月1日）に合わせて、都においても条例施行規則の汚染土壌処理基準及び東京都土壌汚染対策指針の一部を改正した。

2 関係法令等の改正内容

(1) クロロエチレン（注）に係る基準の設定

（法施行規則・条例の関連規程とも同値）

	基準値	条例の関係規定
汚染土壌処理基準 （土壌溶出量基準）	0.002mg/L	条例施行規則
地下水基準	0.002mg/L	対策指針
第二溶出量基準	0.02 mg/L	対策指針

（注）平成24年の水質汚濁防止法改正で塩化ビニルモノマーが有害物質に追加された際に、条例においても塩化ビニルモノマーを「有害物質（条例別表第4）」に既に定めている。この経緯から、条例施行規則では「塩化ビニルモノマー」の表記となっている。また、対策指針については、法の条文を参照する箇所が多数あることから、「塩化ビニルモノマー（別名クロロエチレン）」の表記としている。以下、本通知においては、「クロロエチレン」に統一する。

(2) クロロエチレンに係る調査方法の設定（法施行規則・条例の関連規程とも同様）

- ・ 第一種（特定）有害物質（土壌ガス調査の対象）にクロロエチレンを追加
- ・ テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン（以下「親物質」という。）の分解生成物として調査対象とする物質にクロロエチレンを追加

(3) 経過措置（条例関係規程のみ）

施行日において現に条例116条第1項若しくは第4項又は条例117条第2項に規定する汚染状況調査に着手している者に係る改正後の条例施行規則及び対策指針の適用については、なお従前の例による。

（注）土壌汚染対策法関係法令の経過措置については、環境省水・大気環境局長通知（平成

28年4月15日付環水大土発第1604151号。以下「環境省施行通知」という。)による。基本的な考え方は「平成29年4月1日以降に法に基づく手続きに新たに着手する場合(法第14条の申請手続きを含む。)は、クロロエチレンは調査対象とする。」(環境省施行通知 p.4)

3 改正法令等施行までの経過

- 平成28年3月24日 【国】 土壤汚染対策法施行令改正政令公布
平成28年3月29日 【国】 土壤環境基準告示
及び土壤汚染対策法施行規則改正省令公布
平成28年10月7日 【都】 条例施行規則改正公布
及び対策指針改正告示
平成29年4月1日 【国】【都】 改正法令・改正条例施行規則等の施行

4 改正の影響を受ける都内の事業場及び工事等

- クロロエチレンは、テトラクロロエチレンを成分とするクリーニング溶剤や、トリクロロエチレンを成分とする金属洗浄剤(めっき業等で使用される)等が土壤中で分解して生成する。
- このため、上記溶剤を取扱った事業場の廃止時や、事業場の跡地で土壤汚染対策法第4条あるいは環境確保条例第117条の届出対象となる工事等を行う場合において、土壤汚染状況調査を実施する際に、調査項目にクロロエチレンが新たに追加される。

第2 経過措置に関する都の運用（補足併記）

1 土地の改変時の調査等（条例117条）について

(1) 117条1項による土地利用の履歴等調査（いわゆる地歴調査）結果の届出が施行前の場合、全物質について地歴上「汚染のおそれなし」となった場合は、クロロエチレンの汚染のおそれは評価不要。

(1補足①)117条1項の届出が施行日以降であれば、117条2項の調査に施行前に着手していた場合であっても、クロロエチレンについて地歴調査及び2項調査の対象となる。

(1補足②)同じ土地で117条1項の届出契機が別に発生した場合（例：事業者Aが解体⇒事業者Bが新築）は、それぞれの1項の届出時期で判断する。

(1補足③)「117条1項が施行前」とは、117条1項の書類の受理日が施行前であることをいう。

(2) 117条第1項の届出が施行前で、地歴上で何らかの有害物質に関して「汚染のおそれあり」となり、117条2項による土壌の汚染状況の調査（汚染状況調査）が施行日以降に実施される場合は、2項調査に対して改正後の対策指針が適用される。

ア 対策指針の「第2 2（1）有害物質の使用および排出の状況」により、調査対象とした事業場についてクロロエチレンの使用履歴を把握する。

イ 地歴上クロロエチレン使用の履歴がない場合でも、親物質の汚染のおそれがあった場合には、クロロエチレンを分解生成物として調査対象に加える。

(3) 117条2項の「調査に着手」の定義は、対策指針の「第2 2」の調査（汚染状況調査）に着手したことをいう。具体的には、以下のいずれかにおいて判断することを原則とする。

ア 土壌ガス・土壌試料採取日（以下「採取日」という。）が施行前であること（従来通りの報告書の添付書類で判断可）。

イ 採取日が施行後の場合、指定調査機関が発行する着手届において汚染状況調査の着手日が施行前であること。

イ補足 「着手届」は、条例上の規定の様式等はないことから、各契約関係において当該作業に着手したことを証明できる書類の作成を指示し、報告の際に示せばよい。

(ア) 着手した作業は、対策指針の「第2 2」の調査に定める作業のいずれかに限ること。

(イ) 同一調査機関が地歴調査と汚染状況調査の双方を受託している場合、契約が別建てとなっている場合は、地歴調査の結果を引用する場合にあっても、汚染状況調査の契約に基づく作業の着手日とすること。

(ウ) 汚染状況調査を複数回に分けて実施している場合においては、当該行政報告を行う汚染状況調査の契約に基づく作業の着手日とすること。

(ウ補足①) 2項調査の作業の着手日の判断は『「一連の調査」と見なせるかどうか』。(例：現地調査（試料採取）が複数回に分けて実施されるが、調査計画は最初にまとめて作成し、試料採取を複数回に分けて実施し、報告を複数回に分けて行うという場合については、「一連の調査」とみなせる可能性がある。但し、施行前の周知期間もあったことから、施行日以降に事業化し調査を実施する場合は、原則としてクロロエチレンを調査対象とする。)

(ウ補足②)調査計画と実際の調査は、調査報告書を作成する指定調査機関により一貫して実施されるべきである。最終的な調査計画への責任は、調査報告書を作成する指定調査機関が負う。しかしながら、調査計画のみを先に委託で作成し、試料採取以降の現地調査を別の委託で実施する事例も見受けられる。この場合であっても、調査計画はあくまでも計画であり、実際の現地調査の際に一切の内容変更が出来ないという事例は考えにくい。よって、施行後に現地調査を予算化して委託する場合は、調査計画が施行前に作成されていても、原則としてクロロエチレンを調査対象とする。

(ウ補足③)土壌ガス調査(概況調査)とボーリング調査(詳細調査)が別々の契約で実施される場合、指針は概況調査の後で詳細調査に進むことを規定しているのので、原則としては一連の調査とみなしてよい。但し、調査の間が長期間(通常、事業は年度単位で実施することから、1年程度を目安とする。)空いている場合は、この間の地歴の評価を加える必要があるなど、一連の調査とは言えなくなることから、「過去の調査結果の利用(下記ウ)」とみなす。

ウ 過去の調査結果を利用して117条2項の報告をする場合は、実際の採取日ではなく、当該行政報告に係る契約に基づく作業の着手日とすること。

- (4) 経過措置による改正後の規則及び対策指針の適用除外については、おおむね施行後半年程度の間
に報告されるものが該当すると見込んでいるが、これ以降に報告されるものについては、着手の
確認を厳格に行う。

2 工場又は指定作業場の廃止時等の義務による調査(条例第116条)について

116条1項の「調査に着手」の定義は、117条2項と同様に対策指針の「第2 2」の調査に着手したことをいう。このことにより、法3条ではクロロエチレンの調査義務がかからない場合において、条例のみ調査義務が生じるケースがあるので、注意すること。具体的には、特定施設の廃止が施行日前で、調査の着手が施行日以降の場合、法3条ではクロロエチレンの調査義務はないが、条例ではクロロエチレンの調査義務が生じることになる。

3 条例の規定による汚染処理及び汚染拡散防止措置について

施行日前あるいは経過措置によりクロロエチレンの調査が不要とされた土地において、親物質の汚染の除去を実施している場合、措置後のモニタリングにおいてクロロエチレンの測定は義務ではない。但し、施行日以降に法又は条例において地歴調査の機会が生じた場合に、環境省施行通知に準じて、地歴上クロロエチレン汚染のおそれありと判断される場合があるので、留意すること。

- (1) 原位置浄化においてチェックボーリング及び地下水の2年間モニタリングの双方でクロロエチレンの分解までを確認していない場合、次回調査時の地歴は「クロロエチレン汚染のおそれあり」とする。
- (2) 掘削除去の場合は、クロロエチレンも親物質ごと除去されたと考え、モニタリングでクロロエチレンを測定していない場合でも次回調査時地歴は「クロロエチレン汚染のおそれなし」とする。

3補足 過去に調査・対策を行なった土地の「クロロエチレンによる汚染のおそれ」の判断について

- (1) 既往調査のない土地は、地歴で通常通り判断する。

(2) 既往調査のある土地は、単位区画ごとに、親物質の汚染の有無で判断する。

親物質の汚染があった単位区画は、クロロエチレンによる汚染のおそれが多い土地とする。

親物質がガス不検出、あるいはボーリング調査で基準適合であった単位区画については、クロロエチレンによる汚染のおそれがあるとはいえない。(調査を実施するように指導はしないが、指定調査機関の判断により調査を行なってもよい。)

(3) さらに、汚染があった単位区画について、実施した対策の内容で「3」により判断する。

4 土壤汚染対策法第14条に基づく指定の申請について

「平成29年4月1日以降に法第14条に基づく申請がなされる場合は、クロロエチレンを調査対象とする。具体的には、平成29年4月1日以降に申請を行う場合は、クロロエチレンについても、土壤の汚染状況の調査結果等申請に必要な書類を提出する必要がある。」(環境省施行通知 p.5)

よって、親物質の汚染の有無に関わらず、法14条に基づく指定の申請書でクロロエチレンの調査(地歴による評価を含む。)をしていないものは、施行日以降は受理しない。

このため、申請前にクロロエチレンの調査を実施するか、またはクロロエチレンを調査省略で指定するように指定の申請書を修正すること。調査省略で指定した単位区画については、土壤汚染状況調査の追完により、当該省略した物質の汚染がないことについて確認されれば、指定を解除する。

このように、条例の経過措置が適用されても、法対象案件であれば、クロロエチレンの調査が必要になる場合があるので、留意されたい。